解散公告（第三回）

当法人は、平成二十三年三月三十一日事業の成功の不能により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年四月十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年四月二十五日

札幌市中央区北二条西七丁目一番地

財団法人北海道傷痍軍人会

代表清算人　鈴枝　實

解散公告（第三回）

当公社は、平成二十三年三月三十一日宮城県知事の認可により解散したので、当公社に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年四月二十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年四月二十五日

宮城県遠田郡美里町北浦字駒米一三番地

大崎東部土地開発公社

清算人　鈴木　勝彦

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十三年三月三十一日付山形県知事の認可により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年四月二十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年四月二十五日

山形市十日町一丁目三番三七号

医療法人社団汎愛堂

清算人　武田　和夫

解散公告（第三回）

当公社は、設立団体である千葉市議会の議決を経、平成二十三年三月三十一日総務大臣及び国土交通大臣の認可により解散したので、当公社に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年四月二十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年四月二十五日

千葉市中央区中央二丁目五番一号

千葉市土地開発公社

代表清算人　藤代　謙二

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十三年四月一日存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年四月十九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年四月二十五日

神奈川県横浜市中区山下町七四番地一大和地所ビル　財団法人国際教育交流馬場財団

代表清算人　藤村　隆男

解散公告（第三回）

当法人は、存続期間の満了により平成二十三年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年四月二十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年四月二十五日

新潟県南魚沼市上薬師堂一四二番地

財団法人八海山「白の世界」文化村

代表清算人　青木　亨

解散公告（第三回）

当組合は、平成二十三年三月十一日開催の臨時総会の決議により平成二十三年三月二十五日をもって解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年四月二十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年四月二十五日

滋賀県長浜市高月町松尾六二番地

松尾山生産森林組合

代表清算人　前田宗太郎

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十三年三月二十五日開催の社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年四月二十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年四月二十五日

大阪府泉大津市宮町一二番二三号

特定非営利活動法人水際ジオシンセティックス研究会

代表清算人　近藤　誠二

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十三年三月三十日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年四月二十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年四月二十五日

大阪市北区末広町二―三八

特定非営利活動法人日本文化振興協会

清算人　谷郷徹日郎

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十三年三月十四日開催の社員総会の決議により平成二十三年三月十四日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年四月二十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年四月二十五日

大阪市北区豊崎五丁目二番二号

特定非営利活動法人薬剤インターネットブック研究会

清算人　松浦　英樹

解散公告（第三回）

当組合は、平成二十三年三月十一日兵庫県知事の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年四月十九日）の翌日から二箇月以内にお申し出ください。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年四月二十五日

兵庫県相生市旭一丁目一番三号

相生駅前地区Ａブロック市街地再開発組合

清算人　北條　好子

解散公告（第三回）

当組合は、平成二十二年七月二十四日開催の組合会の議決により平成二十三年三月三十一日で解散したので、当組合に債権を有する者は、平成二十三年九月三十日までにお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年四月二十五日

兵庫県明石市岬町三三―一

明石浦国民健康保険組合

代表清算人　戎本　裕明

解散公告（第三回）

当法人は、存続期間の満了により平成二十三年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年四月二十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年四月二十五日

北九州市小倉北区白萩町六番一号福岡県立小倉工業高等学校内　財団法人山田奨学会

代表清算人　遠藤　篤宏

解散公告（第三回）

当法人は、寄附行為をもって定めた解散事由の発生により平成二十三年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年四月十九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年四月二十五日

長崎市出島町一二番二三号

医療法人弘仁会

清算人　栗原　剛

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道旭川市七条通四丁目左八号、最後の住所北海道旭川市五条通二三丁目左一〇号

被相続人　亡　板谷　和己

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年四月二十五日

北海道旭川市末広東二条一丁目三番一一号

相続財産管理人　渡邊　茂光

第142期決算公告

平成23年4月18日

東京都千代田区富士見一丁目11番2号

中外産業株式会社

代表取締役　松永　克彦

貸借対照表の要旨

（平成23年2月28日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	314,808
	固定資産	767,536
	合計	1,082,344
負債及び純資産の部	流動負債	2,534
	固定負債	50,710
	資本金	1,029,100
	資本剰余金	18,000
	利益準備金	1,011,100
	その他利益剰余金	4,500
	（うち当期純利益）	1,006,600
		(54,473)
	合計	1,082,344